

印鑑登録証明事務における印影の登録誤りについて

市民課において、印鑑登録証明事務の際に、別人の実印の印影を登録し、誤ったままの印鑑登録証明書を交付していたことが判明しました。

概要

令和2(2020)年11月16日(月)に登録手続きを行ったA氏の印鑑登録1件について、同日に申請があった別人B氏の実印の印影情報を市職員が誤ってデータ登録した。その後、令和2(2020)年12月10日(木)にA氏がコンビニ交付サービスを利用し、誤った内容の印鑑登録証明書を1件交付したものの。

対象

誤登録となった対象者	当該A氏	1名
誤交付となった印鑑登録証明書	当該A氏	1件
印影情報漏えいとなった対象者	当該B氏	1名

経緯

令和3年(2021)2月2日(火)に、当該印鑑登録証明書を利用したA氏より指摘があり、市民課においてシステム登録及び印鑑登録原票を確認したところ、誤りが判明しました。

原因

システム登録時に、A氏の印鑑登録原票に押印した実印の印影をスキャナーで読み取ったところ、イメージデータが不鮮明であったため、再度読み取る際に、職員が誤ってB氏の印影を使用し、その後の他の職員による点検でも見落としのまま登録したため。

対応

令和3(2021)年2月2日(火)に、市職員が誤登録の対象者となったA氏の自宅を訪問し、事情説明とお詫びを申し上げ、理解いただきました。

令和3(2021)年2月3日(水)に、市職員が印影情報漏えいの対象者となったB氏の自宅を訪問し、事情説明とお詫びを申し上げ、理解いただきました。

令和3(2021)年2月5日(金)に、市職員がA氏の正しい印鑑登録証明書を交付するとともに、誤交付となった印鑑登録証明書を回収しました。

再発防止策

今後におきまして、登録時の点検を強化するとともに、事務処理手順を見直すなど、再発防止に努めてまいります。

【市民課長のコメント】

誤登録及び情報漏えいとなった当事者の方及び関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、並びに市民の皆様のご信頼を損ねましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

市民文化部 市民課 課長 ^{はるたよしあき}春田義昭・課長補佐 ^{のぐちつとむ}野口努
電話：06-6902-5845 E-mail:sim03 @city.kadoma.osaka.jp